

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和45年12月21日、資格喪失日は46年6月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年9月ごろから45年10月ごろまで
② 昭和45年10月ごろから46年11月20日まで

私は申立期間①はC社に、申立期間②はA社のD営業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間②については、同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、同社が保管している申立期間に係る申立事業所の健康保険台帳において、申立人とは生年月日が相違しているものの申立人と同姓同名の記録が確認できるとともに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に、当該台帳の記録と同一であり、基礎年金番号に未統合の、資格取得日が昭和45年12月21日で資格喪失日が46年6月11日の被保険者記録が存在しており、当該期間は申立人の申立期間とおおむね一致している。

さらに、当該健康保険台帳には申立人が勤務したと思われる営業所名が記載されているところ、当該営業所名から推測される所在地と申立人及び同僚が供述した営業所の所在地がほぼ一致している。

加えて、申立期間当時、申立事業所の同じD営業所に勤務していた同僚は、当時同営業所には、申立人と同姓同名の者はほかにいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立人の申立期間②のうち昭和 45 年 12 月から 46 年 5 月までの標準報酬月額については、当該被保険者記録から 4 万 2,000 円であると認められる。

一方、申立人の申立期間②のうち昭和 45 年 10 月ごろから同年 12 月 21 日までの期間及び 46 年 6 月 11 日から同年 11 月 20 日までの期間については、申立人を記憶している同僚から申立人の厚生年金保険の適用について供述を得ることができなかつた上、C社からも申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかつた。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

A社に係る申立期間①については、複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は平成 11 年 5 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかつた。

また、申立人は当該事業所において臨時社員として勤務していたと供述しているところ、申立期間同時に勤務していた複数の同僚は、臨時社員として勤務していた時は厚生年金保険に加入せず正社員になってから加入したと供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社でBの職種として、昭和 55 年から 61 年までの7年間、毎年5月初めから11月末までの期間勤務したが、58年から4年分の厚生年金保険の記録はあるのに、その前の55年から57年までの3年分の記録が無いので、確認して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②及び③においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に照会したところ、申立人に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立事業所を退職した社会保険委員に確認したところ、詳しい時期は不明としているが、Bの職種は季節労働者として社会保険には加入していなかったが、社会保険事務所（当時）の指導により一月の勤務日数が20日以上の方については厚生年金保険の加入手続をしたと供述している。

さらに、申立期間当時に勤務していた複数の同僚は、Bの職種は昭和58年から厚生年金保険に加入するようになったが、その前は加入していないと供述しているところ、オンライン記録によると、多くの同僚が58年からは7か月間の厚生年金保険の加入記録があるが、57年以前は7か月間で加入している者はいないことが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①から③に係る申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも

無い。

このほか、申立人の申立期間①から③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 15 日から 48 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 11 月 15 日にA社（現在は、B社）にC会から紹介され勤務した。

昭和 48 年 4 月 *日に結婚式をしたが、当該事業所の社長と上司にあいさつをお願いした。ねんきん特別便の記録では 48 年 4 月 1 日に加入となっているが、入社後すぐに社長と上司にあいさつをお願いするはずはない。

申立期間も間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間は特定できないが、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入についてB社に照会したが、当時の申立人に係る関係書類が保管されておらず、申立内容を確認することができなかった。

また、申立人はC会から紹介され勤務することとなったと供述しているところ、当該事業所の当時の事務担当者は「C会から紹介されるDの職種などは、社会保険に加入させていない場合もあり、途中で直接雇用され社会保険と雇用保険の加入の手続をすることもあった。」と供述しており、申立人が記憶している同僚も「C会の紹介で入社し、正社員になるまで厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年ごろから 23 年 8 月 1 日まで
② 昭和 25 年 5 月 28 日から 38 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 30 日から 40 年ごろまで

私は昭和 20 年ごろから 40 年ごろまでA社に勤務していたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の親族の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の親族は「事業主は既に死亡しており当時の資料を保管していないので何も分からない。」と供述しているほか、申立人は当時の同僚の名前を覚えていないことから、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料を控除していた事実を示す関連資料や供述は得られなかった。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人は当該事業所において昭和 23 年 8 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、同記録はオンライン記録と一致している。

申立期間②及び③については、事業主の親族及び同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は当該事業所において正社員ではなく臨時雇いであったと供述しているところ、事業主の親族は「申立人には仕事がある時に声をかけて働いてもらい、その時だけ厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

また、複数の同僚は「A社はB事業とC事業を営んでいたが、昭和 35 年の津波で被害を受けてから事業を縮小しC事業中心に営業していたので、同年以降は

B事業をほとんど受注していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、申立期間②のうち昭和36年4月から38年2月までの期間及び申立期間③のうち39年8月から40年10月までの期間は国民年金保険料の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 531

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答された。給与明細書等の資料は無いが勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の申立期間について同社に照会したところ、同社は申立人に係る採用通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しを提出し、入社日及び厚生年金保険の資格取得日は平成 8 年 2 月 1 日であると回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、当該事業所に係る申立人の資格取得日が平成 8 年 2 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、当該事業所から提出された平成 8 年 6 月 24 日付け及び 14 年 7 月 23 日付けで記載された申立人に係る現況書の写しにも、入社日が 8 年 2 月 1 日と記載されている。

加えて、当該事業所に申立期間当時勤務した複数の者に照会したが、申立期間について、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 25 日から 37 年 4 月 2 日まで
② 昭和 37 年 4 月 21 日から 51 年ごろまで
③ 昭和 56 年ごろから 62 年ごろまで

私の夫は申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立期間において同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無かった。

また、申立人の妻は「A社はD社の下請会社だった。夫は道路やトンネル工事を行っていた。」と供述していることから、A社に照会したところ「弊社はD社の下請会社として昭和 38 年に設立した会社であり、主にトンネル工事を行っており、現場は全国にある。」と回答しているところ、同社は、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

B社に係る申立期間②については、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したところ、昭和 48 年以降の資料しか保管しておらず、これらの資料には申立人の記録は無かったと回答している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したところ、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかったものの、申立人は当該事業所に、E事業所として勤務していたという供述があ

ったことからE事業所について調査したが、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっているE事業所に係るオンライン記録には申立人の記録は見当たらない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和37年4月2日、資格喪失日は同年4月21日、健康保険被保険者証の返納年月日は同年4月25日と記録されている。

C社に係る申立期間③については、複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、同社が請け負っている現場に申立人が勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、申立期間当時は正社員のみを厚生年金保険及び雇用保険に加入させており、厚生年金保険に加入していないとすれば、申立人は非正社員として弊社の現場に勤務していたと思われると回答している。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したところ、「申立人は協力会社から派遣された非正社員として、C社の現場に勤務していた。非正社員は、国民健康保険及び国民年金に加入していた。」と供述している。このことについて、申立人のオンライン記録によると、申立期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで

私は申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所から提出のあった申立人に係る被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 43 年 1 月 1 日、資格喪失日は同年 2 月 1 日と記録されている上、同名簿によると健康保険被保険者証の回収年月日は、同年 2 月 6 日と記録されている。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入について具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。